

I はじめに

- 「竹島問題」は冷戦期アメリカの東アジア政策の遺産。本稿は、アメリカの戦後処理政策の形成からサンフランシスコ講和条約の成立までの道のりを辿って、「竹島問題」が占領期冷戦の展開に伴うアメリカの東アジア政策の変化によりどのように変容したかを考察する。また、日韓両国は、アメリカの政策にどのように反応し、適応したかを考察する。

II 第2次世界大戦と日本の領土

1 アメリカの戦後処理計画

- 「日本の戦後処理」はアメリカによって戦争勃発の初期段階から徐々に形成、発展し、対日講和条約で完成される一連の政策過程。
- アメリカは1942年2月11日、国務省に「戦後対外政策に関する諮問委員会」を構成したことをはじめ、戦中の間日本の戦後処理計画を練ってきた。
- 冷戦の展開に伴い、アメリカの政策は「峻厳な講和」から「寛大な講和」へ変化。
- 日本の領土の規定もますます簡潔、かつ抽象的になり、日韓領土紛争の種が蒔かれることになる。

2. ポツダム宣言と日本の領土

- 1945年7月26日、米英中3国首脳が署名したポツダム宣言の8項、「カイロ宣言ノ条項ハ履行セラルベク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」として日本の領土を定める。

III アメリカの占領政策と日韓領土紛争

1 占領下の独島/竹島

- 戦後日本の領土に関する最初の明確な定義は1946年1月29日、日本政府に「若干の外郭地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する覚書」（SCAPIN—677）を出した時に現れた。連合国総司令府は日本の対馬の領有権を明確にし、一方、竹島は日本の漁業水域から排除。連合国総司令府の政策はアメリカが日本を占領した全期間に渡って続いた。
- 1948年8月15日、韓国政府樹立。SCAPIN—677の有効性の問題。

2 吉田政権の鬱陵島・竹島領有権主張

- 日本外務省は、1945年11月、「平和条約問題研究幹事会」を構成、「数十冊、数十万語の説明資料」を作成。このなか1947年6月に完成された「太平洋及び日本海の諸諸島」についての調書が、連合国総司令府外交局を通じて1947年9月23日、国務省に送付。戦後初めて日本が竹島の領有権問題を公式的に提議した。

3 李承晩政権の対馬領有権主張

- 韓国から領土問題が提議されたのは、1948年8月5日、韓国の「愛国老人会」が竹島、鬱陵島、パラド、対馬などに対して領有権を主張し、これらの返還を求める請願書をマッカーサー司令官宛てに提出したことから。このような主張は李承晩政権によって政治的扇動に変質。

IV. サンフランシスコ講和条約案の領土条項の成立

1 米英の領土条項の成立過程

- 「講和問題」は「冷戦」の強力な対立の磁場に引きつけられ、次第に「戦後処理」の問題としての性格を喪失して行く。
- 1947年3月の草案：「日本国は、ここに、朝鮮並びに濟州島、巨文島、鬱陵島及びリアンクール岩（竹島）を含む朝鮮のすべての沖合小島嶼に対するすべての権利及び権限を放棄する」
- 1949年12月29日付の草案：「日本の領土は、四つの主要島…並びに瀬戸内海の島々、対馬、竹島、隠岐列島、…歯舞諸島及び色丹を含む、すべての隣接小諸島からなる」
- 1950年8月7日付草案：「日本は、朝鮮の独立を承認し、朝鮮との関係の基礎を1948年12月に国際連合総会で採択された諸決議に置く」
- 1951年3月23日付草案：「日本国は、朝鮮、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利及び請求権を放棄する」
- 1951年9月8日：第2章第2条（a）日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- 1947年3月の草案は、竹島を韓国の領土として規定したのである。それが19回も書き直されながら、領土条項は曖昧になった。最終的にはアメリカとイギリスの妥協の産物として濟州島、巨文島、鬱陵島の三つの島の名前がサンフランシスコ講和条約の韓国関係条項に挿入されることになる。
- アメリカの「広く読まれ理解できる十分に簡単で短い条約」の方針の結果、竹島のように平和条約に具体的に明示されなかった島々に対しては紛争が起こることになる。

2 アメリカの草案と韓国の対応

- 1951年4月中旬頃、3月23日付アメリカ草案の内容を確認した兪鎮午が崔南善を訪ね、韓国の領土の版図に関して諮問を求める。
- 兪鎮午は、崔南善の助言に従い、講和条約の第2条に独島とパランドの名前を追加するよう要求することを決心。
- 韓国政府の公式ラインでは、就任したばかりの卞榮泰外務部長官が、4月16日、「対日講和会議準備委員会」を構成してから。
- 7月10日、李承晩大統領は「準備委員会」を招集、対馬に対する韓国の要求を撤回すること、独島とパランドの挿入をアメリカに要請することを決定した。
- 7月19日、梁裕燦大使は、対日平和条約の修正を要請するためダレスを訪問。
- 韓国の要望は3点：①草案第2条aに独島及びパランドの挿入を要望。②第4条a項に関し、1948年9月11日付「韓国と在韓米軍政府との間の経済財政協定」において確認された、朝鮮にある帰属財産の韓国への法的移転を害さないことを指摘する。③マッカーサー・ラインの存続を要求。
- ラスク（Dean Rusk）は、8月10日、韓国の修正要求を拒否。

V. 終わりに

- 条約が締結された後の9月21日、韓国政府はムチオ駐韓米大使にSCAPIN-677を例に挙げ、独島がマッカーサー・ラインの韓国側にあることを強調しながら、独島の領有権を再び主張。10月3日、ムチオ大使は韓国の主張を国務省に伝える。
- 問題の解決はサンフランシスコ講和条約の第21条の定めにより、日韓両国の直接交渉に委ねられることになる。

太平洋戦争期におけるアメリカの対日賠償政策
—フィアリー (Robert A. Fearey) 構想、国際法、日韓関係—

安昭榮 (国民大学)

はじめに

- ・日韓請求権問題の起源を占領期におけるアメリカの東アジア政策との関連で究明
 - 日韓会談の「屈辱」、植民地支配に対する「二重の記憶」
 - 「賠償」から「請求権」へ、「請求権」から「経済協力」へ
 - 「国際法」認識の格差
- ・戦時期において国務省の対日経済構想・賠償政策を主導したフィアリー (Robert A. Fearey) の賠償案に焦点

1. 日韓会談：「逆請求権」の争点化

①探索期：請求権対「逆請求権」の構図

- ・韓国、「韓日間の財産及び請求権協定要綱」提出
 - 「米軍政法令 33 号」と「韓米間の財産及び財政に関する協定」に基づき、帰属財産の没収を既成事実化
- ・「逆請求権」主張による日本の外交攻勢
 - ハーグ陸戦法規 (46 条) での私有財産尊重の国際法的法理に基づき、没収された日本人私有財産に対する請求権を主張
- ・韓国は予想外の日本側の攻勢に衝撃をうける。
- ・サンフランシスコ講和条約第 4 条 (日本から離れる地域における財産の処分について日本と
その地域を管理する当局との間の特別とりひきを持ってきめる) に対する「米国の解釈」問題
 - 梁裕燦駐米大使より米国政府への「要望書」 (1951.7.19)

2.As to Paragraph a, Article Number 4, in the proposed Japanese Peace Treaty, my Government wishes to point out that the provision in Paragraph a, Article 4, does not affect the legal transfer of vested properties in Korea to the Republic of Korea and the United States Military Government in Korea, of September 11, 1948

—ディーン・ラスク (Dean Rusk) 国務次官補、米国政府の最終決定として「ラスク書簡」(1951.8.10) を通達

The United States Government agrees that the terms of paragraph (a) of Article 4 of the draft treaty are subject to misunderstanding and accordingly proposes, in order to meet the view of the Korean Government, to insert at the beginning of paragraph (a) the phrase, "Subject to the provisions of paragraph (b) of this Article", and then to add a new paragraph (b) reading as follows:

(b) "Japan recognizes the validity of dispositions of property of Japan and Japanese nationals made by or pursuant to directives of United States Military Government in any of the areas referred to in Articles 2 and 3".

- ・第3次日韓会談財産請求権委員会、請求権論争（1953.10.15）
 - －洪璣基（ホンジンギ）、“もっと早くわかっていたら 36 年間の統治に対する賠償を要求したはず”
 - －久保田貫一郎、“36 年の補償を要求していたら、総督政治の貢献をあげて相殺したはず”
⇒日本側構図の稼働の始まり
- ②歩みよりと協商妥結への模索：「請求権」から「経済協力」へ
 - ・張勉政権にきて、対日観、外交姿勢の画期的転換
 - －「経済協力方式」の登場
 - ・朴正熙政権における積極的対日交渉態度
 - － 請求権金額と名目の一括妥結
⇒日本側構図の貫徹

2. 「国際法」に対する認識と対応の違い：国際法法理に基づいた日本側の交渉力の圧倒

①サンフランシスコ講和条約への準備

- ・日本では、
 - －1945 年、賠償庁を設置。韓国担当スタッフだけで 30 人ぐらい。
 - －米 국무省内で平和条約案作成を担当する実務者グループ（知日派）と緊密に接触
- ・「講和問題について国務省官僚の談話に関する件」（1950.10.14）
 - －フィアリーは日本の外務省当局者と面談、米国政府内の論議及び情報を提供
⇒アメリカの東アジア戦略・政策の推進のため、日本に対して積極的に支援する意思があることを確認
- ・韓国では、
 - －洪璣基の国際法認識
 - －「米軍政法令 33 号」と「韓米行政協定」によって没収された日本人私有財産（帰属財産）の処理をめぐって日韓のあいだで深刻な問題が発生する可能性に気づき、対日講和会議への準備を急ぐ。（1951.3）

②「ハーグ陸戦法規」（第 46 条）の私有財産尊重の原則について

- ・平和条約 4 条 (b) 項の規定に対して国際法の法理に基づいて議論（「衆議院 第 12 回臨時国会：平和条約及び日米安全保障条約特別委員会会議録」1951.10.24.）
- ・名古屋大学国際法教授・山下康夫、日本人の在外財産没収について、
 - －連合国ではなく、韓国政府による在韓日本人財産の取得について、不当性を指摘（「Claim to Japanese Property in Korea」*The Japanese Annual Of International Law*, 1958）
- ・戦勝国であっても敗戦国の「私有財産は没収できない」と規定されており、そのため、米軍政が敵国の私有財産を直接、そして包括的に没収することはできない。管理者の立場から私有財産を処分することはかろうであるが、その対価と果実に関しては、正当な所有者である元の権利者が請求権を持つべきである。（外務省条約局条約と谷田正躬）

3. 「フィアリー構想」：日本重視戦略の展開

(1) 「寛大な平和」(soft peace)：対日賠償・戦後処理の基本方針

・国務省、「戦後外交政策諮問委員会」「極東班」、対日政策の立案のための調査・研究

○G.Blakeslee「Japan : General Principles Applicable to the Post-War Settlement with Japan (日本：戦後処理の一般原則)」(T357) 1943.7.28.

・(経済財政条項)：厳格であるが、日本国民が豊かな生活を享受する機会を閉ざさないこと。
…賠償の総額、外国ならびに剥奪去るべき領域内の日本財産および投資の一部または全部の没収に関する有意事項。

(2) 戦時期における国務省の対日経済構想・賠償政策立案

①領土委員会における調査・研究(1943.5-1943.9)

○Robert A. Fearey「Japanese Post-War Economic Considerations (戦後日本の経済的考察)」(E155/T354) 1943.7.21.

- ・日本経済の国際復帰、戦後日本の経済復興を目標に。
- ・経済的に健全な日本でなければ、太平洋地域の平和は維持もありえない。
- ・全体として海外資産の没収は、日本の経済再建を著しく妨げることなしに、アジア諸国が日本から被った損害に対する賠償の一部分を提供させうる、すぐれて実行可能な一方法と判断される。

○Robert A. Fearey「The Economic Effects upon Japan of a Possible Loss of Control over its Present Dependencies (現存支配領域喪失により日本が被る経済的影響)」(E131/T341) 1943.6.21.

- ・過去日本の支配領域の剥奪が日本経済にそれほど大きな影響を及ぼすことはないという仮定

○F.S.Williams「Possible Immediate Post-War Japanese Contribution to the Rehabilitation of the Far East (極東地域の復興に対する戦争直後の日本の寄与)」(E173/T379) 1943.9.6.

- ・日本人に生存可能な生活水準を保証するための経済状態を作り出すと同時に、日本の生産力を東アジア地域の復興のために活用する
- ・対日賠償問題とアジアの復興を結びつける発想

⇒太平洋戦争参戦後1年余りの1943年の秋頃、すでに米国政府内から、宥和的で寛大な対日戦後処理・賠償案が台頭する。

②「部局間極東地域委員会」(FEAC)における検討(1943.10-1944.7)

○A.L.Moffat「Japan : United States Economic Policies (日本：合衆国の経済政策)」(CAC165 Preliminary) 1943.4.15.

[3b] 在外財産の没収：従来国際法上で峻別されてきた公有財産と私有財産との区別は最近の総力戦時代には適用しえず、善意の取得になる個人財産以外は私有財産も含めてすべての在外日本人財産は没収すべきこと。

[3c]略奪財産の持ち主への返還と、その他のすべての共有、私有財産の連合賠償担当機関への引渡し。これら財産は各国間の合意に基づき、適正に評価された上、日本の負担すべき賠償額から控除すべきもの。

○R.A.Fearey「Disposition of Japanese Private Property Outside Japan Proper (日本本土以外に存在する日本人私有財産の処分)」(CAC 197 Preliminary) 1944.5.19.

- ・対日賠償の取立方法として在外財産の没収を主張。

・公有財産の没収は当然しされたが、私有財産の没収の可否についてはかなりの異論があってその点について検討。

従来の国際法上の諸学説、事例を検討。国際法上は敵国人の在外私有財産権は尊重さるべきであるが、他方、連合国にとって受け入れやすく、かつ、日本経済にとって最も影響が少ない形での賠償支払を最大限にする方法としては、在外私有財産の取立によることが望ましい。私有財産権の尊重と、日本の膨大な在外財産を賠償支払にあてることを両立させるためには、共有財産を広義に解釈し、「私有財産」を狭義に規定すればよい。半官半民の国策会社やその子会社の財産、あるいは私有財産であっても、その性格上本質的には公的であるとみなしうる鉱山、工場などは公有財産とみなして没収し、全く純粋に私的な財産のみを「私有財産」とみなせば、かかる「私有財産」の額は、日本の在外財産のうちごく小部分を占めるにとどまり、大部分の在外財産は賠償として取り立てうる。かかる没収によって日本の財産所有者が被った損害は、日本政府に補償させれば、私有財産権尊重の主旨も貫かれうる。半官的財産あるいは公的性格を持つ私有財産を「公有財産」とみなしうる根拠は、旧来の国際法が予定していなかった全体主義国家の新しい財産所有関係、そのものにある。

→「私有財産」に対する国際法的解釈の逆説。意図しなかったにせよ、後の「逆請求権」発想の余地を提供する結果となる。

おわりに

- ・請求権問題におけるアメリカの「介入」とその役割に対する評価－「当事者性」
- ・国務省「知日派」グループによる対日・対韓政策立案と戦後日韓関係再編への影響
- ・東アジア冷戦の起源再考

[参考文献]

- 『日本占領重要文書』第3巻 経済篇Ⅰ、日本図書センター、1989。
天川晃ほか編『GHQ 日本占領史：第25巻 賠償』日本図書センター、1996。
岡野鑑記『日本賠償論』東洋経済新報社、1958。
原朗「賠償・終戦処理」大蔵省財政史室編『昭和財政史-終戦から講話まで- 第1巻：総説 賠償・終戦処理』東京：東洋経済新報社、1984。
李鍾元「日韓会談とアメリカ「不介入政策」の成立を中心に」『国際政治』1994。
이원덕, 『한일과거사 처리의 원점: 한일회담과 일본의 전후처리외교』, 서울대출판부, 1997.
太田修『日韓交渉：請求権問題の研究』クレイン、2003。
장박진, 『식민지 관계 청산은 왜 이루어질 수 없었는가:한일회담이라는 역설』, 논형, 2009.

安保条約交渉における国際情勢と日米の思惑

2013年6月28日

柳芝娥（ユジア、国民大学）

1. はじめに

日本との強力な安全保障協定の締結の緊急性が浮き彫りになったのは、1950年の朝鮮戦争の勃発がきっかけで劇的に締結したのが今日までの定説である。この説に否定的な感情はない。共産国による韓国への攻撃が、世界に対し、また日米の政策決定者に示したのは、当時日本に差し迫っていると思われた明らかな脅威を抑止するため、日本には強力な同盟関係が必要であるということだった。しかし、戦後、東アジアの状況や事実のきっかけまたは原因を冷戦及び朝鮮戦争にしている傾向がないわけでもない。というのは、戦後日本政治史の一番重要な時期に外相と首相を務めていた吉田茂（1878～1967）が回想録で、「敗戦国であり再武装が憲法上、否認されている日本としては国家の安全を保障できる防衛政策を確立することは独立のための平和条約と共に重要な問題であり…高度の外交的な技術を必要とする難題であった」と記したように、日本としては日本の将来と関わる大事な問題であったからである。しかし、結果としてはどういう形式にせよ日本の再軍備を認める受動的な安保条約を締結してしまうようになった。それで、安保条約の会談でどういう風に変わっていくのかを考察してみたい。基本的に安保条約は日本政府が国際情勢によって受動的に米国の構想を受け入れる方式で劇的に締結されたという議論を批判に同感しながら、それでは日本は敗戦直後から防衛に対する如何なる思惑を持っていたのかを考察する。

米国の元外交官ジョージ・ケナンが1964年に示唆したところによると、朝鮮戦争勃発の直前および勃発後の1950年から52年にかけて、米国の政策決定者たちは3つの主な前提に基づき行動していた。第1に、日本はアジア大陸の共産主義国からの侵略または公然とした軍事的威嚇の脅威にさらされており、そうした侵略または侵略の脅威を抑止できるのは日本列島への米軍の駐留だけであると考えた。すなわち将来の侵略の脅威を回避するには、日本での米軍駐留を継続するしかなかった。第2に、韓国でも同様の状況が見られたため、米国が「巧妙に、注意深く対抗力を投入する」態勢を緩めれば、直ちに共産主義の北朝鮮と中国による戦闘行為が再開すると考えた。従って日本の安全保障は韓国の安全保障と結び付いており、日本国内の米軍基地は日本の防衛だけでなく韓国の防衛にも必要と考えた。第3に、米国の政策決定者たちは、日本国民自身がこうした前提を共有しており、日本そして地域全体の安全保障における日米同盟の重要性を本質的に理解すると考えていたようである。

この内容からみて、米国が構想している日本に対する安保条約は米軍駐留が一番重要であった。それでは、日本はどうであったのか。実際、戦後日本指導者らが直面して解決しなければならなかったもっとも根本的な問題は独立のために早期の講和条約を締結することであったのか。それとも安全保障問題であったのか。この問題を明らかにすることによって日本の態度の変化を究明し、安保条約に対する新たな評価をすることができると思われる。そして、本稿ではこの問題を明らかにするために、昨年日本研究所が集めた資料に基づいて安保条約を締結する前の日米の安保条約構想と思惑を研究する。

2. 先行研究と安全保障論の発達過程

① 安全保障に対する先行研究

- ・豊下櫛彦『安保条約の成立—吉田外交と天皇外交』(岩波書店)
- 全土基地化と基地の自由使用カード別の影響(二重外交)
- ・田中明彦『安全保障—戦後50年の模索』(読売新聞社)
- 早期講和と再軍備防止面(日)、基地駐留と再軍備(米)—成功
- ・豊下櫛彦『安保条約の論理—その生成と展開』(柏書房)
- 対米配慮外交の核心—自主的ではない

=> 両方の意見を受容しながら日本の安保政策を検討

② 戦後日本の安全保障論の発達過程

- 第1期 1945~1950 終戦後から朝鮮戦争までの時期
- 第2期 1950~1958 講和条約・日米安保条約の締結された時期
- 第3期 1959~1961 親日米安保条約の改定をめぐる時期
- 第4期 1963~ 国防論と憲法改正問題

=> 対象：敗戦から日米安保条約の締結時期

3. 講和問題の展開

① 国際状況と日本の講和問題

- ・マッカーサーの記者会見：講和条約の交渉は遅くとも1年以内に始めるべき(1947.3.17)
- 冷戦→チャーチルの鉄のカーテン(1946)、トルーマン・ドクトリン(1947.3.12)
- ・日本国憲法の実行(1947.5.3) — 占領目的である民主化の一段落
- => 米務省、講和予備会議 提案：極東委員会 11 か国(1947.7.11)
- ソ連の米英ソ中 4 国外相会議提案→1949 年まで棚上げ
- ・ **1949.4.4 NATO 調印→9.13 米英外相会談(対日講和条約の早期締結：単独講和、分離講和、片面講和、多数講和) →11.1 国務省、講和条約の草案完成公表**

1949.9.21 中華人民共和国成立、9.23 ソ連の原子爆弾の所有発表

- ・ **1950.4.18 トルーマン、ソ連を除外した早期講和声明**
- 5.18 ダレス(John F. Dulles) 対日講和問題の交渉人に任命**
- ・ **1950.9.8 正式に対日講和政策決定「対日平和7原則」の第4原則**
- 1950.6.25 韓国戦争

「条約は、国際連合による実効的責任の負担というような満足すべき別途の安全保障取極が成立するまで、日本区域における国際の平和と安全の維持のために、日本国の施設と合衆国およびおそらく他の軍隊との間に引きつぎ協力して責任をとることを規定すべきである」

→日本側とダレス特使の交渉開始

② 日本内の議論

- ・ 外務省の講和条約準備作業：1945.11 開始

平和証約問題研究幹事会設置：下田武三幹事長、1946.1

「少なくとも独立国として存続する以上、自己防衛の最小限の軍備の必要は論をまたず、当然これを要求し得べく、新たなる基盤に立つ防衛的平和的軍備を許容せらるべく力説するの要あり」

→1946.3 GHQ の新憲法草案要綱の発表 ⇒ 日本の永世中立国化、集団的安全保障機構の設定

「極東委員会の構成員たる諸国政府による地域的集団的安全保障を設定せらるべき
連合国をして再軍備の口実なりと誤解せられざる要あり」

・ 1947.5 片山哲内閣成立、外相芦田均、外務省意見書→アチソン大使、ホイットニー、第8軍司令官アイケルバーガ（『日本外交史』27、西村熊雄著、鹿島研究所出版会）

「講和条約成立後、日本は非武装を前提とし、占領軍が撤退した場合でも適当な警察力があれば国内治安を維持できる」

・ 1947.9.13 芦田書簡（『芦田均日記』第7巻、岩波書店）

「国際的不安の増大する場合、日本の独立を保障する上の最良手段は一方においては米国との間に特別の協定を結んで第3国の侵略に備えると共に国内の警察力を陸上および海上において増加することにある。少なくとも国際連合がその憲章の規定に基づきちゃんと動き出すようになる時までは日本国民は米国によって国の安全を保障されたいと希望しているのもと思う」

⇒ 日本を対象とする安全保障から日本のための安全保障へ

日米安保の構図：講和条約と同時に、特別協定を結んで日本の防備を米国に委ねる

・ 1950.4 吉田首相、池田の渡米：池田、早期講和のために「米軍駐留要請」（宮沢喜一『東京—ワシントンの密約』）

→共産党、社会党の野党連合：全面講和

⇒ 日米安保条約の基礎、講和条約への発動（トルーマン大統領の早期講和開始声明、ダレス登場）

ダレスの行動：6.14 訪日、6.22 マッカーサーと会談（日本の再軍備問題）

「6.23 覚書」沖縄だけでなく本土にも基地確保の方針→国務・国防の対立点調整

4. 朝鮮戦争期の講和交渉

1950.6.25 朝鮮戦争勃発→中共の参戦→1951.4.11 マッカーサーの更迭→7.10 休戦会談開始

1950.9 対日講和の原則：ソ連の参戦の可否に関わらず、適当な軍備をもつ自由な国家として日本を再建すること、旧敵国に最大限の自由を与えること→七つの原則

①外務省の安全保障案作成（1950年10月から）（外務省資料 B'4002 対日平和条約関係準備作業関係『日本外交文書：平和条約の締結に関する調書』第二冊 外務省）

A 作業—10.4 事務当局、吉田に参考にと作成、日米の特殊関係より国連との結びつき→米軍の日本駐留を国連総会が要求、吉田に野党と同じ意見と拒否

B 作業—10月中旬、事務当局、吉田命令、目黒官邸に専門家を集めて意見を聴取、国連憲章第51条を根拠→集団的自衛権の関係を設定し、米軍の日本駐留の基礎とする

C 作業—12月末、事務当局、吉田命令、「日本・朝鮮の非武装」「一定地域の空軍基地の撤廃」「西太平洋における列強の海軍の縮小」を根幹、有識者へ相談→日本と朝鮮を非武装化し国連に監督

D 作業—A 作業について吉田に「経世家的識見」不足と批判され作成、12.28 吉田に提出→第一次交渉の「要領」

方針：i) 民主陣営の一員として日本を強化するためには、完全な自主性を回復、そのため米国の趣旨に沿って平和条約を締結するのが最善、ii) 安全保障は平等のパートナーとして協力関係維持、iii) 日本の再武装は希望しない→国連による一般保障＋協力体制、iv) 国内治安維持は完全に独力で対処

②第一次日米交渉（外務省資料 B'4003 対日平和条約関係 第一次ダレス来日関係）

- ・ 1951.1.29 三井本館で吉田—ダレス特使と会談

安全保障：自力で国内治安の確保、対外的に国際連合及び米国との協力（駐兵）

再軍備：経済的・社会不安を醸成、対外的に日本の軍国主義再現の恐れ→国内治安維持については完全に自力をもって対処（警察及び海上保安隊の人員と装備の増強）=>**米国の再軍備との差異**

- ・ 1.31 三井本館で吉田—ダレス特使と会談→ダレス：日本の再軍備力説

- ・ 2.1～2.6 執務レベルの折衝

1 日、日本側：B 作業提案、米側、国防省的な中央機関の設置要求

2 日、米国側：駐屯軍の特権や免除規定提案、日本側：中央機関について**国家治安省（Ministry of National Security）** 構想提案、駐屯軍の地位について修正、削除要求

3 日、日本側：「**再軍備計画の発足**」提出—5 万人の陸海治安部隊が治安省に設置→**民主的軍隊の発足**

5 日、ダレス「暫定覚書」

③第 2 次日米交渉、ダレスの訪日（1951.4.16～23）（外務省資料 B'4004 対日平和条約関係 ダレス離日より第二次交渉までの過程）

1951.3.27 目黒官邸、シーボルト→吉田 平和条約草案

第 4 章安全保障注、攻撃的な脅威となり、又は国際連合憲章の目的と原則に従って平和と安全を増進する以外の役に立つような武装を発達させることなく、今後日本をして安全保障に貢献させ得ることを目的として…→**二重拘束**

④第 3 次日米交渉 アリソン公使の来日（1951.6 月～7 月）B'4007 外務省資料、安全保障協定交渉関係書類

安全保障条約最終案（8 月 24 日作成 25 日先方に交付した日本語テキスト）

アメリカ合衆国は、平和と安全のために、現在、若干の自衛国軍隊を日本国内及びその付近に維持する意思がある。但し、アメリカ合衆国は、日本国が、攻撃的な脅威となり又は国際連合憲章の目的及び原則に従って平和と安全を増進すること以外に用いられべき軍備を持つことを常に避けつつ、直接及び間接の侵略に対する時刻の防衛のため暫時的に自ら責任を負うことを期待する。

⑤1952 年日米安保条約以後 防衛能力の維持発展

1960 年の条約改定「日米安全保障条約」第 3 条新設

アメリカの対日防衛義務に対応して、日本も憲法の範囲内で自らの防衛能力の整備に努め、アメリカの防衛能力向上について応分の協力をするとの原則を定めています。

→日本の場合は、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うことを条件」としています。

=> **日本の軍備増強の義務付け**

アメリカが日本に対し自衛隊の強化、軍事費の拡大を要求する根拠

5. おわりに

・米軍駐兵問題—米国、日本の目標

=> 早期に決定、交渉カードとして使用しない

・早期講和、日本の独立—米国、日本の目標

=> 早期に決定、安保体制結成の基盤

・**日本の再軍備—米国の目標、日本消極的**

=> 国内治安維持、早期に警察及び海上保安隊の人員と装備の増強決定→米国の再軍備との差異

第1次交渉に再軍備決定（日本の能動的な対応）

朝鮮戦争の経過（中共軍参戦と休戦）

マッカーサーの不在

アジア情勢の理解

<参考文献>

『戦後日本防衛資料集』第1巻「非軍事化から再軍備へ」、第2巻「講和と再軍備の本格化」大嶽秀夫編・解説、三一書房、1991

『戦後日米関係の形成』五十嵐武士、講談社学術文庫、1995

『戦後日本外交の証言』上下巻、下田武三、行政問題研究所、1984

『日本外交史』27 サンフランシスコ講和条約、西村熊雄著、鹿島研究所出版会、1972

『芦田均日記』第7巻、岩波書店、1986

『東京—ワシントンの密約』宮沢喜一、中公文庫、1999

『安保条約の成立—吉田外交と天皇外交』豊下楯彦、岩波書店、1995

『安保条約の論理—その生成と展開』豊下楯彦、柏書房、1999

『日本占領管理体制の成立—比較占領し序説』豊下楯彦、岩波書店、1992

『安全保障—戦後50年の模索』田中明彦、読売新聞社、1997

『サンフランシスコ講和条約・日米安保条約』西村熊雄、中央文庫、1999

『日米同盟半世紀—安保と密約』外岡秀俊、本田優、三浦俊章、朝日新聞社、2001